

共通事項について

1. 申請全般に関すること

Q	A
1-1 「就職サイト掲載事業」と「採用ホームページ改良事業」の両方を申請することはできますか。	両方申請することができます。申請の際は、それぞれ申請書を作成していただく必要があります。 (各事業区分ごとの申請可能回数は、豊橋市就職サイト等活用事業費補助金交付要綱 別表第2に記載のとおり)

就職サイト掲載事業について

2. 申請方法に関すること

Q	A
2-1 申請の流れはどのようになりますか。	<p>令和5年度の申請について以下のような流れになります。</p>
2-2 申請期間を具体的に教えてください。	<p>令和5年度の申請については、掲載開始から掲載終了後6か月以内まで申請可能です。</p> <p>【令和5年度の申請期間】</p> <p>※掲載期間開始から申請可能ですが、支払いが完了している必要があります。</p> <p>※R6年度以降の申請期限は、掲載開始から6か月以内</p>
2-3 例えば新卒者向けの就職サイトで、契約期間が令和5年8月末までですが、内定者が出たため掲載を早めに終了した場合、申請期限はどのようになりますか。	<p>令和5年度中に申請される場合は令和5年8月末から6か月後まで申請可能です。(契約期間の終了日が申込書に記載されている場合は、終了日から計算しますが、申込書等に終了日が明記されていない場合は、契約終了日を確認できる資料が別途必要です)</p> <p>しかし、掲載期間終了後6か月までの申請期限はR5年度までの申請期限になりますので、R6年度に入ってから申請される場合はご注意ください。</p>

3. 要件・補助対象経費に関すること

Q	A
3-1 あいちUIターン支援センターウェブサイトとは何ですか。	県外からのUIターン促進に取り組むために愛知県が設置したウェブサイトです。「あいちUIターン支援センター」では、ウェブサイト上に求人情報を掲載し、UIターン希望者に企業情報を発信しています。 利用料は無料です。
3-2 就職サイト掲載事業は何の費用が対象になりますか。	就職サイト掲載事業の補助対象経費は、有料の就職サイトに正規雇用に係る求人情報を掲載した際にかかる費用です。要件のあいちUIターン支援センターウェブサイトへの求人掲載は無料です。
3-3 就職サイトの掲載期間とはどの期間のことですか。	申込した際の掲載期間(契約期間)です。転職者向けの就職サイトについては、申込した際の掲載期間(契約期間)が1年を超えるものは対象外です。
3-4 新卒者向けのサイトの場合、掲載期間が1年以内の要件がありませんが、採用で次第終了(期限なし)の契約の場合は申請できますか。	新卒者向けのサイトでは、掲載期間が1年以内の要件はありませんが、申込の段階で掲載期間(契約期間)が決まっていない場合は対象となりません。
3-5 就職サイトに掲載して、実際に採用できなくても申請できますか。	応募者や内定者がいない場合も申請できます。

4. 添付書類に関すること

Q	A
4-1 ウェブサイトの写しには、どのような内容が必要ですか。	要件の「正規雇用に係る求人内容」の掲載を確認していますので、以下の内容が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・会社名など（申請者の求人情報であること） ・雇用形態（雇用期間の定め有無） ・1週間の所定労働時間 ・雇用保険、公的年金、健康保険加入 ・掲載開始日や印刷日等の掲載期間中の日付（記載がない場合は、他の資料で掲載期間を確認できる必要があります） ※求人情報の掲載がなく、企業情報のみの掲載は対象外です。
4-2 既に掲載期間が終了しているため、ウェブサイトの写しを用意することができませんが、申請できますか。	基本的にはウェブサイトの写しが必要ですので、申請できません。ただし、他の方法で「申請する就職サイトに掲載していた求人内容を確認できる資料（Q&A 4-1の内容を含む）」を準備することができる場合は申請できます。

採用ホームページ改良事業について

5. 申請方法に関すること

Q	A
5-1 申請後の流れについて	<p>以下のような流れになります。</p> <p>青：企業 茶：市役所</p> <p>※実績報告書の提出が年度内(3月31日まで)に完了する必要があります。</p>
5-2 既に採用ホームページ改良に着手している場合は、申請できますか。	採用ホームページ改良事業の場合は、申請できません。交付決定後に契約・着手していただく必要があります。
5-3 交付申請書を提出し、交付決定を受けました。実績報告書はいつまでに提出したら良いですか。	補助事業完了の報告は、当該完了の日から起算して30日を経過した日または3月31日のいずれか早い期日までに提出していただく必要があります。事業完了の日とは、以下の全ての手続きを含む事業を完了した日をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・採用ホームページを改良（または作成） ・外部委託事業者等への支払 ・求職者に向けて採用ホームページのURLを掲載した採用情報の発信

6. 要件・補助対象経費に関すること

Q	A
6-1 どのようなホームページの作成・改良が対象になりますか。	人材確保のための採用ホームページ作成・改良費用が対象です。なお、事前チェックシート（様式第5）に該当する作成・改良に限ります。
6-2 企業ホームページを刷新するために、改良した場合は対象になりますか。	企業ホームページを刷新する場合も対象になりえますが、人材確保のための採用ホームページの作成・改良に要した費用のみが対象となります。この場合の見積書は、採用ホームページに係る費用とそれ以外の費用に分けて作成してください。全体の見積書を提出される場合は、採用ホームページに係る費用と確認できるもののみ対象となります。
6-3 写真・動画撮影費用は対象になりますか。	対象になる可能性があります。申請できる対象事業は採用ホームページ改良事業ですので、採用ページの作成・改良費用に付随する場合のみ、写真・動画撮影費用が対象となります。（写真・動画撮影費用のみの申請は対象外です）

7. 添付書類に関すること

	Q	A
7-1	事業計画書（様式第4）に「確認欄 市が補助事業者の氏名・名称、補助事業の取組内容・成果について、公表することに同意します。」とありますが、どのように公表されますか。	市のSNSやホームページ等で、補助金を活用して採用活動に取り組む企業として改良後のホームページなどを紹介させていただくことを考えています。
7-2	経費の支払が確認できる資料は具体的にどのようなものを提出したら良いですか。	経費の内容がわかる契約書（申込書）と、支払ったことが分かる領収書（振込明細表や通帳の写しでも可）が必要です。